

広告サービス利用約款

第1章 総則

第1条 (定義)

本約款において次の各号に挙げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

- (1)「本サービス」とは、株式会社 ONECOMPAT (以下「当社」といいます) が本メディアに広告を掲載または本メディアを通じて配信するサービスをいいます。
- (2)「本広告」とは、出稿主が当社または代理店に本メディアへの掲載または本メディアを通じての配信を希望する広告をいいます。
- (3)「出稿主」とは、第3条 (利用契約の成立) に基づき当社または代理店と利用契約を締結した、本サービスの利用者をいいます。
- (4)「本メディア」とは、当社が基本サービスとして各種情報を配信する対象の、当社が運営する「Shufoo!」サイト及びアプリケーションまたは当社が提携する第三者 (以下「提携先」といいます) が保有または管理する Web サイト及びアプリケーションを含む各種のメディアの Web サイト及びアプリケーションの総称をいいます。なお、本メディアの詳細については当社が別途提示するものとします。
- (5)「広告原稿」とは、出稿主が当社または代理店に提供する本広告の原稿をいいます。
- (6)「本システム」とは、本サービスを提供するために、当社または当社の委託先もしくは提携先が管理・運営するサーバ、回線、周辺機器、各種データベースおよび関連アプリケーション等から構成される一連のシステムをいいます。
- (7)「利用申込書」とは、本サービスの利用を申込みのための、当社所定の各種の申込書をいいます。
- (8)「Shufoo!掲載基準」とは、当社または提携先が定める、本サービスにおける広告の掲載の可否を定める広告の内容の基準であって、別途当社が提示するもの、または提携先が保有する基準をいいます。
- (9)「利用契約」とは、第3条 (利用契約の成立) の規定に基づき、本約款の規定を契約条件として成立する、当社または代理店と出稿主との間で締結される本サービス利用のための契約をいいます。
- (10)「アクセスユーザー」とは、本メディアにアクセスしてその内容を受信・閲覧する者

をいいます。

(11)「価格表」とは、当社が定める、本サービスの料金を記載した「Shufoo!価格表」をいいます。

(12)「代理店」とは、当社が代理店として認定した者であって、出稿主と当社との利用契約を媒介し、または自らを本サービスの提供者として本サービスを販売する者をいいます。

第2条（約款の適用）

1. 本約款は、本サービスを利用する出稿主と当社または代理店間に適用されるものとしません。
2. 出稿主が選択する個々の本メディアについて、当社が個別の利用約款およびその他の利用条件を定めている場合には、それらが本約款に優先して適用されるものとします。

第2章 利用契約

第3条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用希望者（以下「利用希望者」といいます）は、当社所定の利用申込書に必要事項を記載した上、当社または代理店に提出して、本サービスの利用の申込を行うものとします。なお、利用希望者は本約款の内容を承諾の上かかる申込を行うものとし、利用希望者が申込を行った時点で、当社は、利用希望者が本約款の内容を承諾しているものとみなします。
2. 利用契約は、当社または代理店が前項の利用申込書を受領した後、利用希望者への利用申込書の受領の通知をもって成立するものとします。
3. 利用契約の内容は、本約款によって定められるものとします。
4. 利用契約成立後も、当社は、本サービス利用開始日を調整する権利を留保するものとします。

第4条（契約成立後の出稿主の都合による解約）

出稿主は、利用契約の成立後においても、出稿主の都合で利用契約を解約できるものとします。ただし、この場合、出稿主が当社に対し、利用契約で定める本サービスの利用料金を全額支払うことを条件とします。

第5条（利用契約の解除）

出稿主が次の各号のいずれかに該当した場合には、当社または代理店は、利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、当社および代理店は解除に伴う責任を負わないものとします。

- (1) 出稿主が本約款または利用契約に違反し、当社または代理店がかかる違反の是正を催告した後も合理的な期間内に是正されない場合
- (2) 利用申込書、その他各種書類または電子メールの記載内容が事実と反する場合
- (3) 手形、小切手の不渡処分を受ける等、支払停止、または支払不能の状態になった場合
- (4) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (5) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、もしくは競売の申立または公租公課滞納処分を受けた場合
- (6) 破産、特別清算、民事再生もしくは会社更正手続の申立を受け、または自らこれらを申立てた場合、あるいは信用状態に重大な不安が生じた場合
- (7) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (8) 前各号の一が発生するおそれがある場合
- (9) その他契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

第3章 利用料金の支払

第6条（利用料金）

本サービスの利用料金は、当社または代理店が別途提示する資料（価格表を含む）に定めるものとします。

第7条（利用料金の支払）

1. 当社または代理店は、毎月指定された締切日に応じて、前条に基づく利用料金の請求書を出稿主に交付します。
2. 出稿主は、前項の請求に基づき、出稿主と当社または代理店が協議して定める時期・方法により、利用料金を支払うものとします。なお、出稿主が本項に定める支払を完了しない場合には、当社は、支払日の翌日から完済日まで年14.6%の割合による遅延損害金を請求できるほか、第15条（サービスの一時中断）第2項に基づき本サービスの提供を一時中断することができるものとします。
3. 当社または代理店は、次の各号のいずれかに該当する場合には、出稿主は本サービスの

提供を受けられないときでも利用料金の支払義務を免れないものとし、出稿主から既に支払われた利用料金は当社または代理店から返却されないものとします。

- (1) 出稿主の都合により本サービスの利用を一時停止する場合
- (2) 出稿主の責に帰すべき事由により利用契約の全部または一部が解除された場合
- (3) 出稿主の責に帰すべき事由により本サービスの提供が一時中断された場合
- (4) 第 15 条（サービスの一時中断）に定める事由により本サービスの提供の遅延または一時中断が発生した場合
- (5) 第 16 条（当社による本サービスの提供の終了）に定める事由により本サービスの提供を終了した場合
- (6) 第 4 条（契約成立後の出稿主の都合による解約）または第 5 条（利用契約の解除）により利用契約の全部または一部が解約または解除された場合

第 4 章 本サービスの利用

第 8 条（出稿主による利用）

出稿主は、本サービスを、利用契約の条件に則り自己の事業のためにのみ利用することができるものとし、当社または代理店の事前の書面による同意を得ること無く第三者に対し本サービスを転売乃至提供してはならないものとします。

第 9 条（掲載の依頼）

1. 出稿主は、広告原稿の入稿を行う際には、当社が指定する日時までに、当社の入稿ルール（広告原稿の形式・形態等）に従って入稿するものとします。
2. 出稿主またはその指定する第三者において前項の規定が遵守されなかったことに起因する、本サービスの提供遅延、出稿主の意図と異なる掲載等の問題が生じた場合といえども、当社および代理店は、通常行うべき本サービスの提供を誠実に履行したものとみなし、これについて出稿主は異議を唱えないものとし、また当社および代理店はこれにより生じた損害につき免責されるものとします。

第 10 条（権利の許諾）

1. 出稿主は、当社が本サービスの提供およびマーケティング活動のために必要な範囲で広告原稿または本広告を利用することを、無償で許諾（広告原稿に含まれる著作権、商標権、肖像権その他の一切の権利に基づく許諾を含みます。）するものとします。

2. 出稿主は、当社が自己の顧客に本サービスを提案する目的において、当社が紹介事例として広告原稿または本広告を利用することを無償で許諾するものとします。

3. 出稿主は、前 2 項に定める許諾に支障のないように、広告原稿に含まれる各種の権利（著作権、商標権、肖像権その他の一切の権利を含みます。）を適切に処理した上で当社または代理店に提供するものとし、当該権利を原因として問題が生じた場合には、出稿主の責任と費用において解決するものとします。

第 11 条（広告原稿の保証）

1. 出稿主は、本サービスの利用のために当社または代理店に提供する広告原稿について、次の各号に定める事項を保証するものとします。

- (1) 著作権、商標権、肖像権およびその他の第三者の権利を侵害していないこと
- (2) 不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法、薬機法およびその他の法令ならびに業界団体が定める規制に抵触していないこと
- (3) 当社が別途提示する Shufoo!掲載基準を遵守していること

第 12 条（本広告内容の変更等の措置）

1. 当社は、次の各号のいずれか一つにでも該当した場合には、本広告の内容の変更の要請、出稿主に対する事前の通知を要することなく当社の裁量において本サービスの提供を停止する等の措置を行うことができるものとします。

- (1) 広告原稿が前条各号に定める保証に違反していると当社が判断した場合
- (2) アクセスユーザーまたはその他の第三者よりクレームがあった場合
- (3) その他当社が社会的に問題と判断し、即時の対応が必要と判断した場合

2. 当社は、いかなる場合においても、前項に基づく措置を行ったことを原因とする料金の返還および債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わずその他の損害賠償の責任を負わないものとします。

第 13 条（競合調整について）

当社では、事前に協議して合意した場合を除き、本サービスに関して、競合調整（ここで「競合調整」とは、類似商品・サービスに関する複数の広告が同一時期に掲載されないこと等を目的として掲載時期等の調整を行うことをいいます。）を一切行いません。

第 14 条 (トラブルへの対応)

1. 出稿主による本サービスの利用に関連して、出稿主とアクセスユーザーもしくは第三者との間で何らかのトラブルが生じた場合、またはアクセスユーザーもしくは第三者が当社、代理店もしくは当社の提携先に当該トラブルに基づく請求を行ってきた場合には、出稿主は自己の責任と費用をもって速やかに解決し、当社、代理店および当社の提携先に一切損害を与えないものとします。ただし、明らかな当社の責に帰すべき事由に起因するトラブルについてはこの限りではありません。

2. 出稿主による本サービスの利用に関連して、ユーザーまたはその他の第三者より当社に出稿主の本広告についてクレームがあった場合、出稿主に対する通知を要することなく、当社の裁量において当該本広告の配信を停止する等の措置を行うことができるものとします。

第 5 章 本サービスの提供

第 15 条 (サービスの一時中断)

1. 当社または代理店は、出稿主が本約款または利用契約に違反した場合には、出稿主に通知することなく、かかる違反が是正されるまでの間、本サービスの全部または一部の提供を一時停止することができるものとします。

2. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は一時的に本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。

- (1) 本システムの保守を行う場合
- (2) 本システムの障害等により、本サービスの提供が困難となった場合
- (3) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、運輸障害、戦争・暴動・労働争議等の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- (4) 裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分が行われた場合
- (5) 当社が、運用上または技術上、本サービスの一時中断が必要であると判断した場合
- (6) その他やむを得ない事由により、本サービスの提供が困難と当社が判断する場合

第 16 条 (当社による本サービスの提供の終了)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を終了するものとし、提供終了日をもって利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 提供終了日の 30 日前までに出版主へ通知した場合

- (2) 情勢等緊急を要する事由により本サービスを提供できないと当社が判断した場合
- (3) 天災地変、法令の改正等当社の責に帰さない事由により本サービスを提供できないと当社が判断した場合

第 17 条 (免責)

1. 当社および代理店は、第 15 条 (サービスの一時中断) 及び第 16 条 (当社による本サービスの提供の終了) に定める事由並びに次の各号に定める事由のいずれかに起因して出稿主が被った損害について、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、運輸障害、戦争・暴動・労働争議等の不可抗力
- (2) 出稿主の設備の障害または本システムまでのインターネット接続サービスの不具合等出稿主の接続環境の障害
- (3) 本システムからの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) 当社または提携先が第三者から導入しているコンピューターウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピューターウイルスの本システムへの侵入
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本システム等への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
- (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を出稿主が遵守しないことに起因して発生した損害
- (7) 本システムのうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア)およびデータベースに起因して発生した損害
- (8) 本システムのうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
- (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (10) 刑事訴訟法第 218 条 (令状による差押え・搜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
- (11) 委託先の業務に関するもので、委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
- (12) その他当社の責に帰すべからざる事由

2. 本サービス利用開始期間の初日の掲載開始時刻から 3 時間の間は広告掲載調整時間とし、当該調整時間内の不具合について、当社は、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

3. 本サービス利用期間中に、本広告からのリンク自体が無効となった場合またはリンク先のサイトに不具合が発生した場合、当社または代理店は本サービスを停止できるものとし、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

第 18 条 (不保証)

1. 当社または代理店は、本サービスを合理的範囲での注意をもって提供しますが、本約款に明示的に定めた場合を除き、本サービスによる広告効果ならびに出稿主における売上の保証、および本サービスの完全性、正確性、有用性、適時性その他いかなる保証も行うものではなく、また本約款に記載する内容に従って本サービスを誠実に提供することに努める限り、当社および代理店には故意、過失はないものとみなします。

2. 出稿主は、出稿主が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、出稿主は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

3. 当社は、本サービスにおいて善良なる管理者としての注意を払って配信に努めますが、結果的に本広告の最新の情報を本アプリに配信することができないこと、または本広告の配信開始時間に遅延することがあり得ます。かかる場合といえども、当社は当該結果に起因する責任について免責されるものとします。

第 6 章 その他

第 19 条 (機密保持)

1. 当社および出稿主は、本サービスの利用に関連して、相手方から開示を受けた秘密情報を機密に保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示・漏洩してはならないものとします。ただし、当社は、本サービスの一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、必要な範囲内に限り、かつ本条に定める義務を負わせることを条件に、出稿主の機密情報を開示できるものとします。

2. 前項の秘密情報には、次の各号に該当するものは含まれないものとします。

(1) 開示を受ける前に、既に公知であるか、自己において既に保有していた情報

(2) 開示を受けた後に、自己の責によらずして公知となった情報

(3) 正当な権限を有する第三者から取得した情報

(4) 自己が独自に開発または取得したことを証明できる情報

3. 第1項の定めにかかわらず、当社および出稿主は、裁判所または行政機関から法令等に基づき開示を求められた場合には、当該法令等に要求される範囲で、秘密情報を開示できるものとします。ただし、当社および出稿主は、当該法令等により認められる限りにおいて、当該要求を速やかに相手方に通知し、当該秘密情報の秘密性を保持するために合理的に取りうる手段がある場合には、その手段を取るべく努力するものとします。

第20条（再委託）

当社は、本サービスの提供のため、本サービスの一部を第三者に委託することができるものとします。

第21条（権利譲渡等の禁止）

出稿主は、当社の事前の書面による承諾なく、本約款および利用契約に基づく自己の権利・義務の全部または一部を、第三者に譲渡もしくは転貸、売買、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

第22条（損害賠償責任）

1. 出稿主が本サービスの利用に関連して、当社または代理店に損害を与えた場合、出稿主はその損害を賠償する責を負うものとします。

2. 本サービスの利用に関して、当社または代理店の責に帰すべき事由により出稿主に損害が発生した場合には、責ある当事者は、当該事由を直接の原因として現実に生じた損害について、当該損害の原因となった利用契約に基づく本サービスの利用料金の総額を超えない範囲で、その損害を賠償するものとします。なお、いかなる場合においても、当社または代理店は、間接損害、予見の有無を問わず特別損害、第三者からの請求に起因する損害、逸失利益およびその他の派生的に生じた損害については、賠償の責を負わないものとします。但し、当社または代理店の故意または重過失に起因する場合は除きます。

3. 本サービスの利用に関して、提携先の責に帰すべき事由により出稿主に損害が発生した場合には、当社または代理店は賠償の責任を負わないものとします。

第 23 条（反社会的勢力の排除）

1. 出稿主は、当社に対して、自己又は自己の役員もしくは経営を実質的に支配している者が、現在及び将来に亘って次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、確約します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）であること。

(2) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(3) 反社会的勢力を利用して、業務を妨害し、又はその恐れのある行為もしくはその他の不正行為をしていること。

(4) 反社会的勢力を利用して、名誉や信用等を毀損し、又はその恐れのある行為をすること。

(5) 反社会的勢力を利用して、詐術、暴力行為もしくは脅迫的言辞を用いること。

(6) 自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えること。

2. 当社は、出稿主が、前項の確約に反したことが判明した場合には、出稿主に対して何ら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

3. 前項により当社が利用契約を解除した場合、当該解除に伴い出稿主に損害が生じても、当社は、これについて一切の賠償責任を負わないものとします。

4. 第2項の規定に基づき利用契約の解除がなされ、これにより当社に損害が生じた場合には、当社は、出稿主に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。

第 24 条（約款の改訂）

1. 当社は、一般の利益に適合する場合、又は本約款若しくは個別約款の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して、合理的に必要かつ相当と判断した場合には、自己の裁量により本約款を改訂できるものとします。ただし、既に成立している利用契約については、当該利用契約の利用申込書を行った日（利用申込書記載の申込日）における本約款の各条項が適用されます。

2. 当社は、改訂後の約款を当社または代理店と出稿主間で既に締結された利用契約に適用する際は適用開始の30日前までに、改訂後の約款を出稿主に提示するものとします。

3. 前項により当社が改訂後の約款を提示した後30日以内に、出稿主より当社所定の

解約申込書により解約の申出があった場合には、利用契約は即時に解約されるものとします。

4. 前項の場合を除き、第2項に定める適用開始日以降は、現行の本約款に代わり改訂後の約款が適用され、利用契約の内容になるものとします。

第25条（準拠法）

本約款および利用契約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第26条（合意管轄）

出稿主と当社の間で紛議の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第27条（協議）

本約款に定めのない事項および各条項の解釈に疑義が生じた場合には、出稿主と当社および代理店は、誠意をもって協議し解決するものとします。

制定日：2014年4月1日

改訂：2019年2月28日

2020年3月2日

2022年2月28日

2022年4月4日